

事務連絡
令和3年6月25日

各府省政策担当部局長 御中

内閣官房行政改革推進本部事務局

各府省の業務・手続におけるFAXの利用廃止について（追加連絡）

日頃より当事務局の業務に御理解と御協力をいただき誠にありがとうございます。

1 FAXの利用廃止に当たって、例外的に引き続きFAXの利用が必要と考えられる業務・手続について

各府省から、令和3年6月7日付事務連絡「各府省の業務・手続におけるFAXの利用廃止について（依頼）」（以下「6月7日付事務連絡」という。）に基づき、FAXの利用を廃止した場合に具体的な支障が生じるなど廃止が困難なものとして提出いただいた業務・手続について、当事務局で精査した結果、引き続きFAXの利用が必要と考えられるものを以下のとおり再整理しましたので、お知らせします。

① 危機管理に関する業務・手続、非常時対応に関する業務・手続

※ 6月7日付事務連絡の「①災害対応に関する業務・手続」を含む。

② 国民、事業者等との間でFAXによる送受信を現に行っているため、当面の間はFAXの利用の存続が必要な業務・手続

※ 6月7日付事務連絡の「②国民、事業者等からFAXによる提出を現に受け付けているため、当面の間はFAXの利用の存続が必要な業務・手続」を含む。

③ 各府省又は地方公共団体における事情（セキュリティの確保又は通信環境）からFAXの利用が必要な業務・手続

④ 民事裁判手続に関する業務・手続（当面の間）

⑤ 新聞記事のクリッピングサービスにおけるFAXの利用

なお、上記①から⑤までの業務・手続についても、各府省において、テレワークの推進及び業務効率化の推進を図るため、利用実績等を踏まえて、引き続き積極的な見直しを検討いただきますようお願いいたします。

(参考) 河野行政改革担当大臣記者会見要旨 令和3年4月13日(抜粋)

(問) それと最後です。霞が関のファックスについて、年内にも全廃したいというふう
に昨日の番組で発言していらっしゃいましたが、改めて、どういうスケジュー
ール感をお持ちなのか。また、具体的に、今後は各省庁に対して棚卸しの指示を出
したりだとか、何かお願いをしたりとか、そういったことをお考えなんでしょうか。

(答) 具体的なスケジュールがあるわけではございません。東京でまん延防止のための
措置が取られ、当然、霞が関もしっかりとテレワークということをもう一度お願い
をしていかなければならないと思っております。このテレワークの阻害要因の一つ
になっているのが、ファックスでやりとりが行われ、結局、そのファックスのある
所に物理的に誰かが来なければならない、あるいは担当者が来なければならないと
いう話がございます。これはもうメールでやりとりができる時代ですから、あえて
ファックスのやりとりを続ける意味はないのではないかと思っております。これを
メールに切り替えさせていただければ、少なくともファックスが原因でテレワーク
ができないという部分はなくなります。業務の中でファックスが使われている割合
の高い業務というのが幾つかありますので、そうしたところをテレワークするため
にも、そろそろファックスをやめるということを霞が関も真剣に考えていかなけれ
ばならないと思います。

各国から来られている大使に、我が国では博物館に置いてあるファクシミリとい
う機械が日本では現役で毎日使われていると揶揄されたこともありますので、ファ
ックスがなく電子メールで業務を行うのが不可能だとは私は思っておりません。

そういう意味で、まだ具体的なスケジュール感も何もございませんけれども、や
はりこのファックスというものについては、そろそろ霞が関は真剣に考えていかな
ければいけないと思っています。